

平成 19 年度 歳入歳出決算のあらまし

全 体 の 概 要

1 歳 入

歳入総額は、一般会計^注 6,993 億円、特別会計^注 276 億円で、合わせて 7,269 億円となり、前年度に比べ一般会計は、120 億円、1.7%減少、特別会計は、53 億円、16.0%減少しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	注 収入未済額	注 不納欠損額	
一 般 会 計	18年度	7,259	7,113	146	88	6
	19年度	7,170	6,993	178	87	13
	増減額	89	120	31	1	7
	増減率	1.2%	1.7%	21.5%	1.6%	129.5%
特 別 会 計	18年度	366	329	37	37	0
	19年度	315	276	39	37	0
	増減額	51	53	2	1	0
	増減率	13.8%	16.0%	5.2%	1.8%	336.2%
合 計	18年度	7,625	7,442	183	125	6
	19年度	7,486	7,269	217	124	13
	増減額	139	173	33	1	7
	増減率	1.8%	2.3%	18.2%	0.6%	130.5%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

2 歳 出

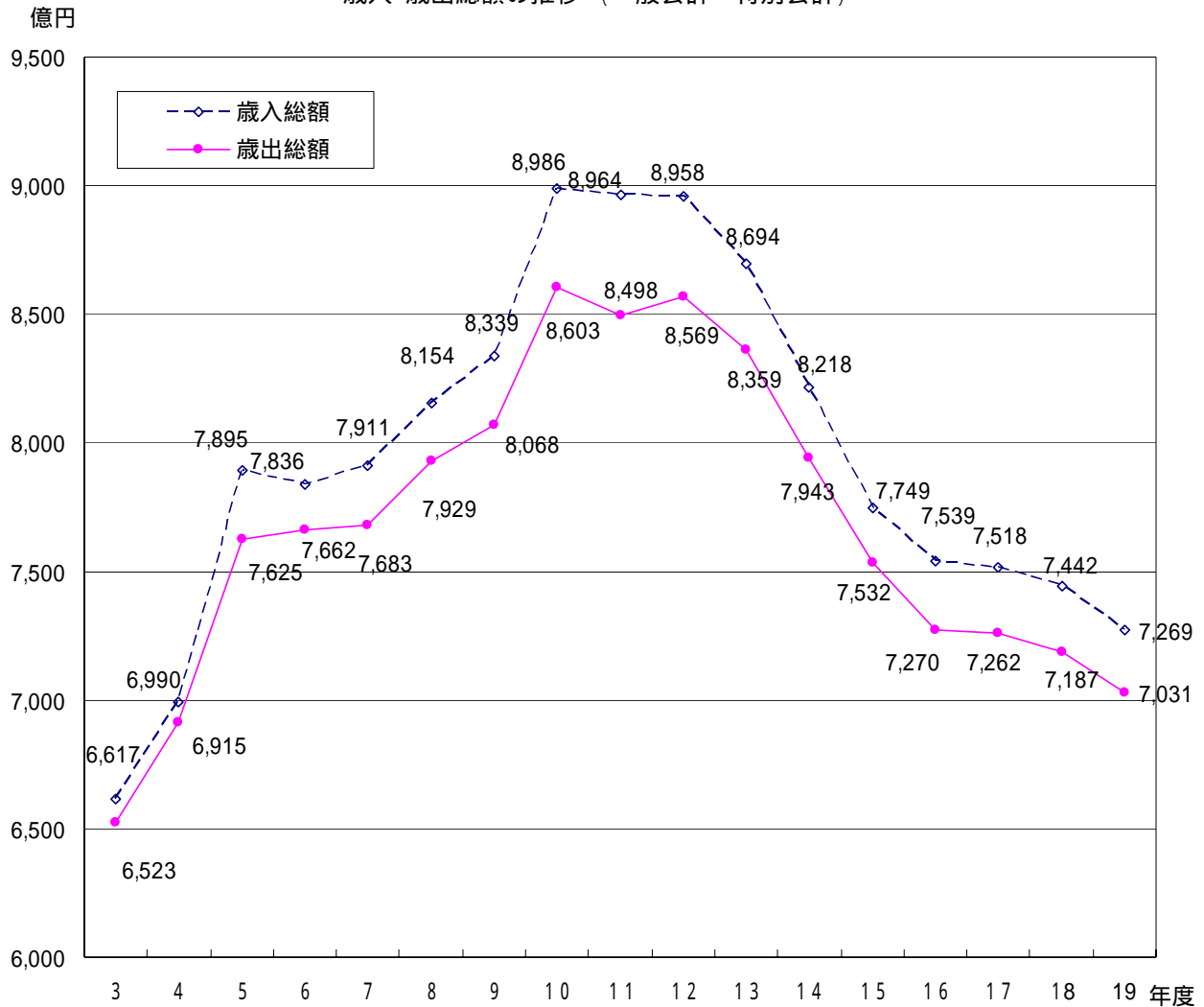
歳出総額は、一般会計 6,801 億円、特別会計 230 億円で、合わせて 7,031 億円となり、前年度に比べ一般会計は、109 億円、1.6%減少、特別会計は、47 億円、17.0%減少しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不用額	
一 般 会 計	18年度	7,259	6,910	349	305	44
	19年度	7,170	6,801	369	327	41
	増減額	89	109	20	23	3
	増減率	1.2%	1.6%	5.6%	7.4%	6.4%
特 別 会 計	18年度	366	277	89	75	14
	19年度	315	230	85	61	24
	増減額	51	47	4	13	10
	増減率	13.8%	17.0%	4.1%	17.9%	69.0%
合 計	18年度	7,625	7,187	438	380	58
	19年度	7,486	7,031	454	389	65
	増減額	139	156	16	9	7
	増減率	1.8%	2.2%	3.7%	2.4%	11.9%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

歳入・歳出総額の推移（一般会計＋特別会計）



国の緊急経済対策による公共事業等の事業量の増加にともない、歳入総額、歳出総額は平成10年度～12年度にピークを迎えましたが、景気の低迷や三位一体改革による地方交付税などの財源圧縮、また、投資的経費の縮減などにより減少しています。

用語の説明

・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収納未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。

3 収 支

歳入と歳出の差額である形式収支^注は、一般会計 191 億円、特別会計 46 億円で、合わせて 238 億円の黒字となり、形式収支から繰り越すべき財源（一般会計 144 億円、特別会計 11 億円）を差し引いた実質収支^注は、一般会計 47 億円、特別会計 35 億円で、合わせて 82 億円の黒字となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計でほぼ同額、特別会計では 1 億円増加しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	18年度	7,113	6,910	203	157	47
	19年度	6,993	6,801	191	144	47
	増減額	△ 120	△ 109	△ 12	△ 12	0
	増減率	△ 1.7%	△ 1.6%	△ 5.8%	△ 7.8%	1.0%
特 別 会 計	18年度	329	277	52	18	34
	19年度	276	230	46	11	35
	増減額	△ 53	△ 47	△ 6	△ 6	1
	増減率	△ 16.0%	△ 17.0%	△ 10.7%	△ 34.9%	1.7%
合 計	18年度	7,442	7,187	255	174	81
	19年度	7,269	7,031	238	156	82
	増減額	△ 173	△ 156	△ 17	△ 18	1
	増減率	△ 2.3%	△ 2.2%	△ 6.8%	△ 10.6%	1.3%

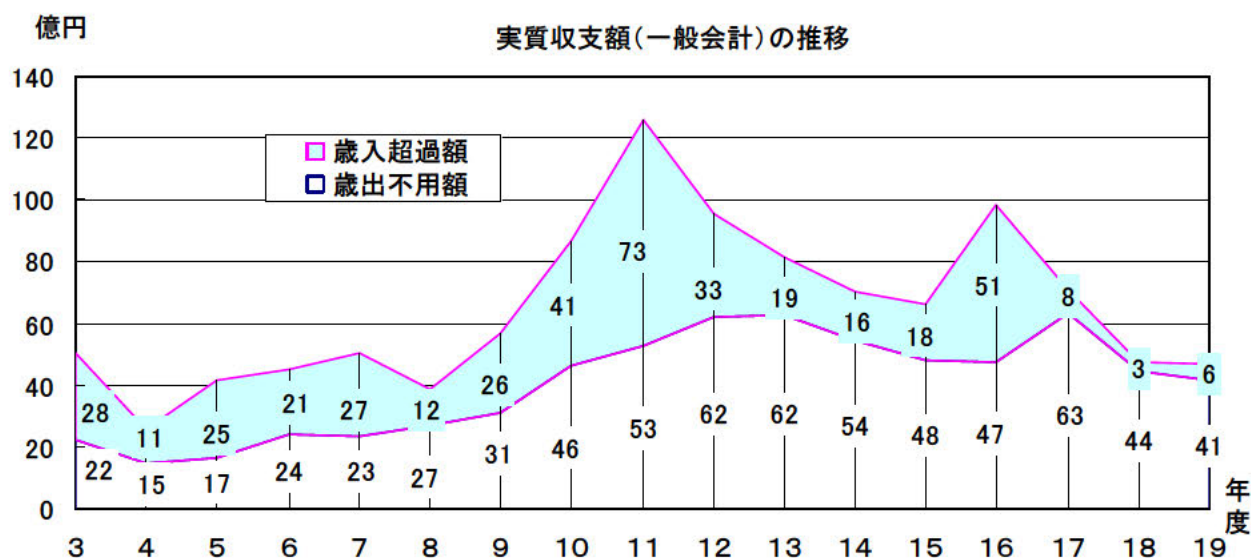
*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

4 実質収支額の処分

一般会計の黒字 47 億円については、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、23 億 6 千万円（黒字の 1/2 相当）を、7 月 31 日に財政調整基金^注に積み立てました。

(前年度財政調整基金積立額 23 億 4 千万円)

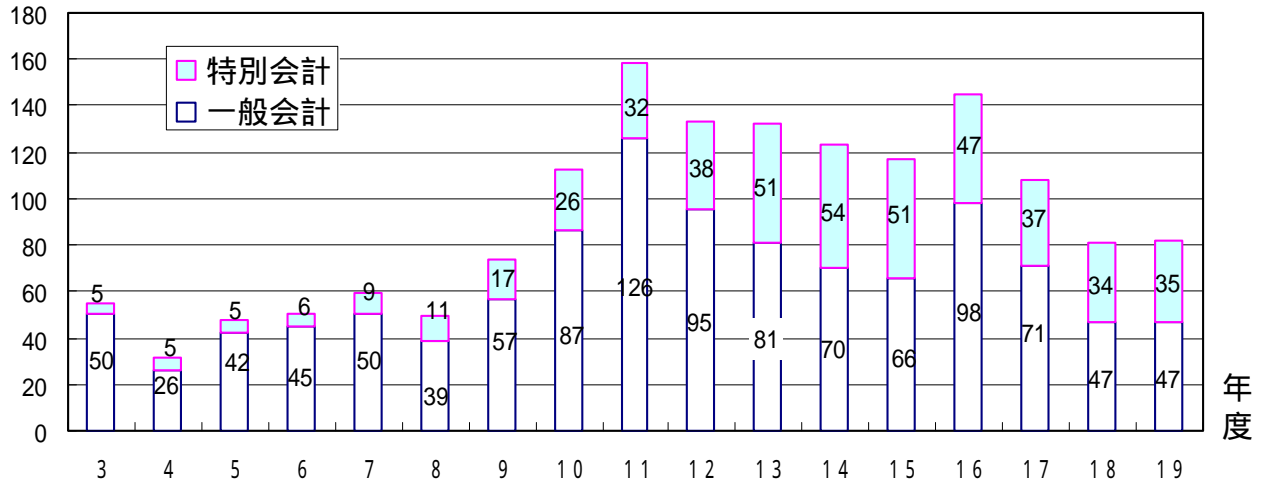
また、残額の 23 億円と特別会計の黒字額 35 億円については、平成 20 年度に繰り越します。



実質収支額は、歳入超過額（歳入予算を超えて収入された額）と歳出不用額（歳出予算を使い切らずに不足となった額）との合計で表されます。

億円

実質収支額(一般会計 + 特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）